

公益社団法人日本医師会定款（抜粋）

昭和22年11月1日 認可
昭和23年3月8日 一部改正認可
昭和25年3月10日 一部改正認可
昭和31年5月22日 一部改正認可
昭和60年12月2日 全部改正認可
平成元年11月24日 一部改正認可
平成5年12月27日 一部改正認可
平成25年4月1日 公益社団法人へ移行

第8章 日本医学会

（学 会）

第48条 本会に、日本医学会（以下「学会」という。）を置く。

（構 成）

第49条 学会は、各分科会をもって構成する。

2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。

（目 的）

第50条 学会は、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第51条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日本医学会総会の開催
- (2) 日本医学会シンポジウムの開催
- (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達
- (4) その他学会の目的達成上必要な事業

2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び各分科会会員は、これに参加することができる。

（学会に関する規則）

第52条 学会に関する必要な規則は、学会の提案に基づき、代議員会の決議を経て、別に定める。

定款第 52 条の規定に基づき，日本医学会規則を次のように定める．

目 次

- 第 1 章 組織等（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 分科会（第 7 条—第 11 条）
- 第 3 章 会議（第 12 条—第 18 条）
- 第 4 章 日本医学会総会（第 19 条—第 22 条）
- 第 5 章 分科会会長会議（第 23 条）
- 附 則

日本医学会規則

第 1 章 組織等

（学会の役員）

第 1 条 学会に，次の役員を置く．

- (1) 学 会 長 1 名
- (2) 学会副会長 3 名
- (3) 幹 事 若干名

2 学会長及び学会副会長は，評議員会において，別に定めるところにより，各分科会会員の中から選挙する．

3 幹事は，評議員会の承認を得て，学会長が委嘱する．その員数に関しては，学会長が定める．

（評議員）

第 2 条 評議員は，各分科会ごとに，それぞれ 1 名を置く．

2 評議員は，各分科会ごとに，その所属会員が選挙する．

3 評議員のほか，各分科会には，別に定めるところにより，連絡委員を置く．

（学会の役員等の職務）

第 3 条 学会長は，学会を代表し，学会の会務を総理する．

2 学会副会長は，学会長を補佐し，あらかじめ学会長の定めた順位により，学会長に事故があるときはその職務を代理し，学会長が欠けたときはその職務を行う．

3 幹事は，学会の会務を処理する．

4 評議員は，学会の重要な会務を審議する．

（学会の役員等の任期）

第 4 条 学会長，学会副会長及び評議員の任期は，2 年とする．

2 幹事の任期は，4 年とし，別に定めるところにより，2 年ごとにその半数を改選するものとする．

（理事会等への出席発言）

第 5 条 学会長及び学会副会長は，日本医師会の理事会及び代議員会に出席して，意見を述べることができる．

(会長との協議)

第6条 学会長は、学会の重要な会務については、日本医師会長と協議するものとする。

第2章 分科会

(分科会会長)

第7条 各分科会は、それぞれ分科会会長1名を置く。

- 2 分科会会長は、各分科会において選挙する。
- 3 分科会会長の任期は、各分科会において、それぞれ定める。

(連絡委員)

第8条 各分科会には、それぞれ連絡委員1名を置く。

- 2 連絡委員は、評議員に事故があるときはその職務を代理し、評議員が欠けたときはその職務を行う。

(分科会の区分)

第9条 学会の分科会は、別表のとおりとする。

(分科会の重要事項の報告)

第10条 各分科会の評議員は、その分科会の重要な事項等を、年度ごとに学会長に報告しなければならない。

(分科会の新規加入)

第11条 新規に加入する分科会は、別に定める内規により、評議員会において決定し、日本医師会理事会に報告するものとする。

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、評議員会、幹事会及び協議会とする。

(定例評議員会及び臨時評議員会)

第13条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種とする。評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 評議員会の決議に関して必要な事項は、別に定める内規による。
- 3 評議員会は、評議員をもって組織し、学会長が毎年1回2月に招集し、その議長となる。ただし、都合によりその開催時期を変更することができる。
- 4 臨時評議員会は、学会長が必要と認める場合に招集する。ただし、3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時評議員会招集の請求があったときは、学会長は、2月以内に、これを招集しなければならない。

(評議員会の任務)

第14条 次に掲げる事項については、評議員会の決議を得なければならない。

- (1) 学会の事業計画
- (2) 日本医学会総会の会頭及び副会頭の選出並びに開催地及び会期の決定
- (3) 学会に関する定款及び本規則の変更に関する事項
- (4) その他重要な会務に関する事項

2 学会長は、学会の事業及び会計の概要については、評議員会に報告するものとする。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事をもって組織し、学会長が随時招集し、その議長となる。

(幹事会の任務)

第16条 次に掲げる事項については、幹事会の決議を得なければならない。

- (1) 評議員会に提案すべき事項
- (2) 学会の会務の運営に関する事項
- (3) その他重要な学会の会務に関する事項

(協議会)

第17条 協議会は、学会長及び学会副会長をもって組織し、毎週1回定期的に開催し、学会の会務の運営に関する事項について協議する。

(委員会の設置)

第18条 学会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第4章 日本医学会総会

(学会総会)

第19条 日本医学会総会（以下「学会総会」という。）は、医学及び医療の振興、情報の伝達を図る目的をもって、4年に1回開催する。

2 学会総会に関して必要な事項は、別に定める。

(会頭、副会頭及び準備委員長)

第20条 学会総会に、会頭1名、副会頭2名、準備委員長1名及び委員若干名を置く。

- 2 学会総会の会頭及び副会頭は、評議員会において選挙する。
- 3 学会総会の準備委員長及び委員は、会頭がこれを委嘱する。

(会頭、副会頭及び準備委員長の職務)

第21条 会頭は、学会総会の執行に関する会務を総理するとともに、学会総会を開催する。

- 2 副会頭は、会頭を補佐して、学会総会執行に関する会務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代理し、会頭が欠けたときはその職務を行う。
- 3 準備委員長は、会頭の命を受けて、委員と連絡協議し、学会総会の事務を処理総括する。
- 4 学会総会の会頭、副会頭及び準備委員長は、次の学会総会に至る間の一切の会務を処理する。

(学会総会の開催地及び会期の決定)

第 22 条 学会総会の開催地及び会期の決定は、評議員会の決議するところによる。

第 5 章 分科会会長会議

(組織、招集及び運営)

第 23 条 分科会会長会議は、各分科会会長をもって組織し、学会総会の会頭が学会長と合議の上、随時これを招集する。

2 分科会会長会議は、学会総会会頭が議長となり、学会総会に関する事項について協議する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(学会役員等に関する経過措置)

2 この規則施行の際、現に学会の役員の職に在る者は、改正後の本規則の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。

(学会評議員に関する経過措置)

3 この規則施行の際、現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の本規則の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。

日本医学会規則第9条の別表

(日本医学会分科会)

1	日	本	医	史	学	会	2	日	本	解	剖	学	会										
3	日	本	生	理	学	会	4	日	本	生	化	学	会										
5	日	本	薬	理	学	会	6	日	本	病	理	学	会										
7	日	本	癌	学	会		8	日	本	血	液	学	会										
9	日	本	細	菌	学	会	10	日	本	寄	生	虫	学										
11	日	本	法	医	学	会	12	日	本	衛	生	学	会										
13	日	本	健	康	学	会	14	日	本	栄	養	・	食	糧	学	会							
15	日	本	温	泉	気	候	物	理	医	学	会	16	日	本	内	分	泌	学	会				
17	日	本	内	科	学	会	18	日	本	小	児	科	学	会									
19	日	本	感	染	症	学	会	20	日	本	結	核	病	学	会								
21	日	本	消	化	器	病	学	会	22	日	本	循	環	器	学	会							
23	日	本	精	神	神	經	学	会	24	日	本	外	科	学	会								
25	日	本	整	形	外	科	学	会	26	日	本	産	科	婦	人	科	学	会					
27	日	本	眼	科	学	会	28	日	本	耳	鼻	咽	喉	科	学	会							
29	日	本	皮	膚	科	学	会	30	日	本	泌	尿	器	科	学	会							
31	日	本	口	腔	科	学	会	32	日	本	医	学	放	射	線	学	会						
33	日	本	保	険	医	学	会	34	日	本	医	療	機	器	学	会							
35	日	本	ハ	ン	セ	ン	病	学	会	36	日	本	公	衆	衛	生	学	会					
37	日	本	衛	生	動	物	学	会	38	日	本	交	通	医	学	会							
39	日	本	体	力	医	学	会	40	日	本	産	業	衛	生	学	会							
41	日	本	気	管	食	道	科	学	会	42	日	本	ア	レ	ル	ギ	ー	学	会				
43	日	本	化	学	療	法	学	会	44	日	本	ウ	イ	ル	ス	学	会						
45	日	本	麻	酔	科	学	会	46	日	本	胸	部	外	科	学	会							
47	日	本	脳	神	經	外	科	学	会	48	日	本	輸	血	・	細	胞	治	療	学	会		
49	日	本	医	真	菌	学	会	50	日	本	農	村	医	学	会								
51	日	本	糖	尿	病	学	会	52	日	本	矯	正	医	学	会								
53	日	本	神	經	学	会	54	日	本	老	年	医	学	会									
55	日	本	人	類	遺	伝	学	会	56	日	本	リ	ハ	ビ	リ	テ	ー	シ	ョ	ン	医	学	会
57	日	本	呼	吸	器	学	会	58	日	本	腎	臓	学	会									
59	日	本	リ	ウ	マ	チ	学	会	60	日	本	生	体	医	工	学	会						
61	日	本	先	天	異	常	学	会	62	日	本	肝	臓	学	会								
63	日	本	形	成	外	科	学	会	64	日	本	熱	帯	医	学	会							
65	日	本	小	児	外	科	学	会	66	日	本	脈	管	学	会								
67	日	本	周	産	期	・	新	生	児	医	学	会	68	日	本	人	工	臓	器	学	会		
69	日	本	免	疫	学	会	70	日	本	消	化	器	外	科	学	会							
71	日	本	臨	床	検	査	医	学	会	72	日	本	核	医	学	会							
73	日	本	生	殖	医	学	会	74	日	本	救	急	医	学	会								
75	日	本	心	身	医	学	会	76	日	本	医	療	・	病	院	管	理	学	会				
77	日	本	消	化	器	内	視	鏡	学	会	78	日	本	癌	治	療	学	会					
79	日	本	移	植	学	会	80	日	本	職	業	・	災	害	医	学	会						
81	日	本	心	臓	血	管	外	科	学	会	82	日	本	リン	パ	網	内	系	学	会			
83	日	本	自	律	神	經	学	会	84	日	本	大	腸	肛	門	病	学	会					
85	日	本	超	音	波	医	学	会	86	日	本	動	脈	硬	化	学	会						
87	日	本	東	洋	医	学	会	88	日	本	小	児	神	經	学	会							
89	日	本	呼	吸	器	外	科	学	会	90	日	本	医	学	教	育	学	会					
91	日	本	医	療	情	報	学	会	92	日	本	疫	学	会									
93	日	本	集	中	治	療	医	学	会	94	日	本	平	滑	筋	学	会						
95	日	本	臨	床	薬	理	学	会	96	日	本	神	經	病	理	学	会						
97	日	本	脳	卒	中	学	会	98	日	本	高	血	圧	学	会								
99	日	本	臨	床	細	胞	学	会	100	日	本	透	析	医	学	会							

101 日本内視鏡外科学会
103 日本肥満学会
105 日本血管外科学会
107 日本臨床腫瘍学会
109 日本プライマリ・ケア連合学会
111 日本脊椎脊髄病学会
113 日本放射線腫瘍学会
115 日本熱傷学会
117 日本睡眠学会
119 日本肺癌学会
121 日本造血細胞移植学会
123 日本病態栄養学会
125 日本集団災害医学会
127 日本老年精神医学会
129 日本再生医療学会

102 日本乳癌学会
104 日本血栓止血学会
106 日本レーザー医学会
108 日本呼吸器内視鏡学会
110 日本手外科学会
112 日本緩和医療学会
114 日本臨床スポーツ医学会
116 日本小児循環器学会
118 日本磁気共鳴医学会
120 日本胃癌学会
122 日本ペインクリニック学会
124 日本認知症学会
126 日本小児血液・がん学会
128 日本静脈経腸栄養学会